

まつやま移住者定着支援事業補助金交付要綱

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への子育て世帯の移住者の定着を図るため、予算の範囲内でまつやま移住者定着支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定める。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 転勤、出向等の職務上の理由（自己の意思により転入した場合であって、転入前の業務をテレワークにより引き続き行う場合を除く。）ではなく、県外から転入した者で、転入する日前に県外に継続して3年以上居住していた者をいう。
- (2) 子育て世帯 交付申請年度4月1日時点において15歳未満の子を養育している世帯又は妊婦を含む世帯をいう。
- (3) 世帯員 補助金を申請する者の配偶者及び同一世帯に属する二親等以内の直系親族をいう。
- (4) 住宅 自己の居住の用に供し、生活するために必要な部屋、台所、トイレ及び浴室等を有する一戸建て住宅（店舗併用住宅の場合は、住宅部分に限る。）、共同住宅をいう。
- (5) 新築 新たに住宅を建築すること（旧住宅を解体撤去し、新たに住宅を建築する場合を含み、増築、減築、模様替え等を行う場合を除く。）をいう。
- (6) 取得 自ら所有し、及び居住するために、本市の区域内で住宅を新築し、又は住宅を購入することをいう（契約を締結しない売買、贈与又は世帯員の三親等以内の親族から相続及び取得したものを除く。）。
- (7) 住宅取得費用 市内において住宅を取得するために要する経費（当該住宅に係る土地の取得、借地権又は地上権の設定等及び外構工事に要した費用は除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日において、次の各号のいずれにも該当するものとする

- (1) 本市への転入をしようとする者、又は転入した日から3年以内に認定申請をしようとする者
 - (2) 本人及び世帯員が、移住者であり、かつ子育て世帯に属する者
 - (3) 取得する住宅の所有者であって、第13条に規定する実績報告までに本人及び世帯員が、当該住宅に入居する者
 - (4) 取得する住宅に5年以上居住する意思を有する者
 - (5) 本人及び世帯員が、本市の市税及び転入前の住所地の市町村税を滞納していない者
 - (6) 本人又は世帯員が、本市が実施する移住定住促進事業（移住アドバイザーの登録及び移住体感ツアー等を含む。）に協力する者
 - (7) 本人及び世帯員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
 - (8) 本人及び世帯員が、本市への転入後に、国家公務員又は地方公務員（会計年度任用職員、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員を除く。）として勤務しない者
- 2 前項の規定にかかわらず、過去に補助金の交付を受けた者及びこの世帯員は補助対象者としな

(住宅の基準等)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令（条例を含む。）で定める建物の基準に違反していないこと。
- (2) 公共工事等に伴う移転補償により取得するものでないこと。
- (3) 新築の場合は、市内に本店・支店を有する法人又は市内に住所を有している個人事業主により施工されること。
- (4) 補助対象者が、取得した住宅を単独所有すること又は世帯員と共同所有する場合で当該補助対象者の持ち分（店舗併用住宅の場合は、住宅部分の持分）が2分の1以上あること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅取得

費用とする。ただし、本市、愛媛県その他の団体から住宅取得のために受ける補助金等がある場合は、控除した額が補助対象経費となる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、住宅取得費用に20分の1を乗じて得た額と、限度額である60万円を比較して、いずれか少ない方の額とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が胎児を含む15歳未満の子を2人以上養育するときは、前項の限度額に当該胎児を含む15歳未満の子2人目以降の1人につき20万円を加算する。この場合において、当該加算の額は、40万円を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、加算後の補助金の額は住宅取得費用を限度とする。

(事業計画の認定申請及び認定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者による住宅の取得について、補助金の交付の対象となる計画（以下「事業計画」という。）の認定を受けるために、まつやま移住者定着支援事業補助金計画認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 住宅取得に係る見積書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、原則として新築住宅工事又は住宅の取得のための契約締結日の前までに行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業計画の認定の可否を決定し、まつやま移住者定着支援事業補助金計画認定（不認定）通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(認定計画の変更、中止又は廃止)

第8条 申請者は、前条第3項の規定による認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、変更する日の14日前までに事業計画変更承認申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、市長が別に定める日までに当該変更の申請をすることができるものとする。

2 申請者は、認定計画を中止又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止届（様式

第5号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は前項の届出又は第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、速やかに認定計画の変更、中止又は廃止の承認の可否について決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(取消し)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第3項の規定による認定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。
- (2) 認定と異なる工事を行ったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(交付申請)

第10条 申請者は、まつやま移住者定着支援事業補助金交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 工事着手前又は住宅の外観の全景写真
- (3) 住宅の位置図及び宅内見取り図
- (4) 住宅部分と住宅以外の部分の面積が確認できる書類(店舗併用住宅の場合のみ)
- (5) 本市税の納税証明書(直近の年度のもの。当該証明書が他市町村で発行される場合は、当該市町村で発行されるものとする。)又は非課税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、まつやま移住者定着支援事業補助金交付決定通知書(様式第7号)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において必要があるときは、条件を付けることができる。

(実績報告)

第12条 補助金の決定を受けた者(以下(補助決定者)という。)は、当該住居に入居

した日から30日以内又は交付申請した年度の末日のいずれか早い日までに、まつやま移住者定着支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、市長が別に定める日までに当該報告をすることができるものとする。

- (1) 転入した者全員の続柄及び転入前の住所地が分かる住民票（妊婦については、母子健康手帳の写し）
- (2) 工事代金又は物件購入費用の支払の根拠となる書類（領収書、通帳等の写し）
- (3) 工事完成写真（新築工事の場合に限る。）
- (4) 登記事項証明書の写し
- (5) 就業（予定）証明書（様式第9号）
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査して補助金の額を確定し、まつやま移住者定着支援事業補助金確定通知書（様式第10号）により、補助決定者に通知する。

- 2 市長は、前項に規定する通知の後、補助決定者から提出されるまつやま移住者定着支援事業補助金交付請求書（様式第11号）に基づき、補助金を交付するものとする。
（補助金の交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき
（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を受けた補助決定者が、取得した住宅に5年以内に転出し、又は本市の区域内での居住の実態がないと認める場合は、前条第3号に該当する場合として、既に交付されている補助金の全部又は一部について、期限を定めてその返還を求め

るものとする。ただし、災害、病気その他市長がやむを得ない事情があるものと認められた場合は、この限りではない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助決定者は、取得した補助金に係る住宅を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸付けに供してはならない。ただし、補助決定者が補助金の全部に相当する額を本市に納入したとき又は市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。